

斯くて解決と見えたる本争議は俄然逆轉して再び混乱に陥つたのである。

之れに對し争議團側は十九日午後二時頃より小石川區表町傳通院に於て對策協議會を開き更に水二日全所に於て争議團大會を開きて飽く迄初志を貫徹すべく誓つた。

左記

争議團との協定中止の理由

争議團との協定は石山賢吉、皆川省三両氏を介し解雇者に對する手当及復帰者に對する手当の問題を根本方針とし、二月十八日右根本案件の協定を以て細目の覚書に付て争議團は団体大会の承認、会社は重役會の承認を経て決定調子をあつすべき筈なりし如調子に先づて争議團の示威的宣傳に依り社内職工も不安の念慮を抱かしく、作業中に附かざる有様にして精神渇意、協調の手段を講じられども此後復帰する争議團員を迎ふる時日兩者の間は協調を係り難く事實上工場作業不能に陥る懼より成行茲に到りては不得已調印を拒絶し協定を中止する。外途亦く昨夕皆川氏を以て争議團幹部に通告したり。

一三 評議會遂に蹶起す

日本労働組合評議會は一月廿三日、四日、五日と逐次拡大中史委員會の声明もあり、徒に渦中に投じらるることを避けて、同系各組合は任意的應援をふしつゝ、ありしも二月十九日の逆轉に乗形勢益々悪化し何時果つべしとも見えざりしかば評議會は畢に意を決し二月廿六日罷業統制権を自己の手に歸し大阪本部より中央委員長野田律太上京し、関東地方評議會の執行委員長斎藤忠利等と共に東奔西走、或は警視庁に或は協調會に調停斡旋方を依頼したる警視庁は表面より調停を欲せず又協調會は之れを諾して折衝を試みんとせしむる會社の意固きを如何せむ、何等施すべし、解と亦く終り且又長期に亘る罷業の爲め職工側の経済的窮迫甚だしく他工場への就職、或は復職申合せ等、結果を生じ是等幹部は進退兩難、只焦燥として時の到るを待つのが靚があつた。

一三 硬軟幹部の衝突